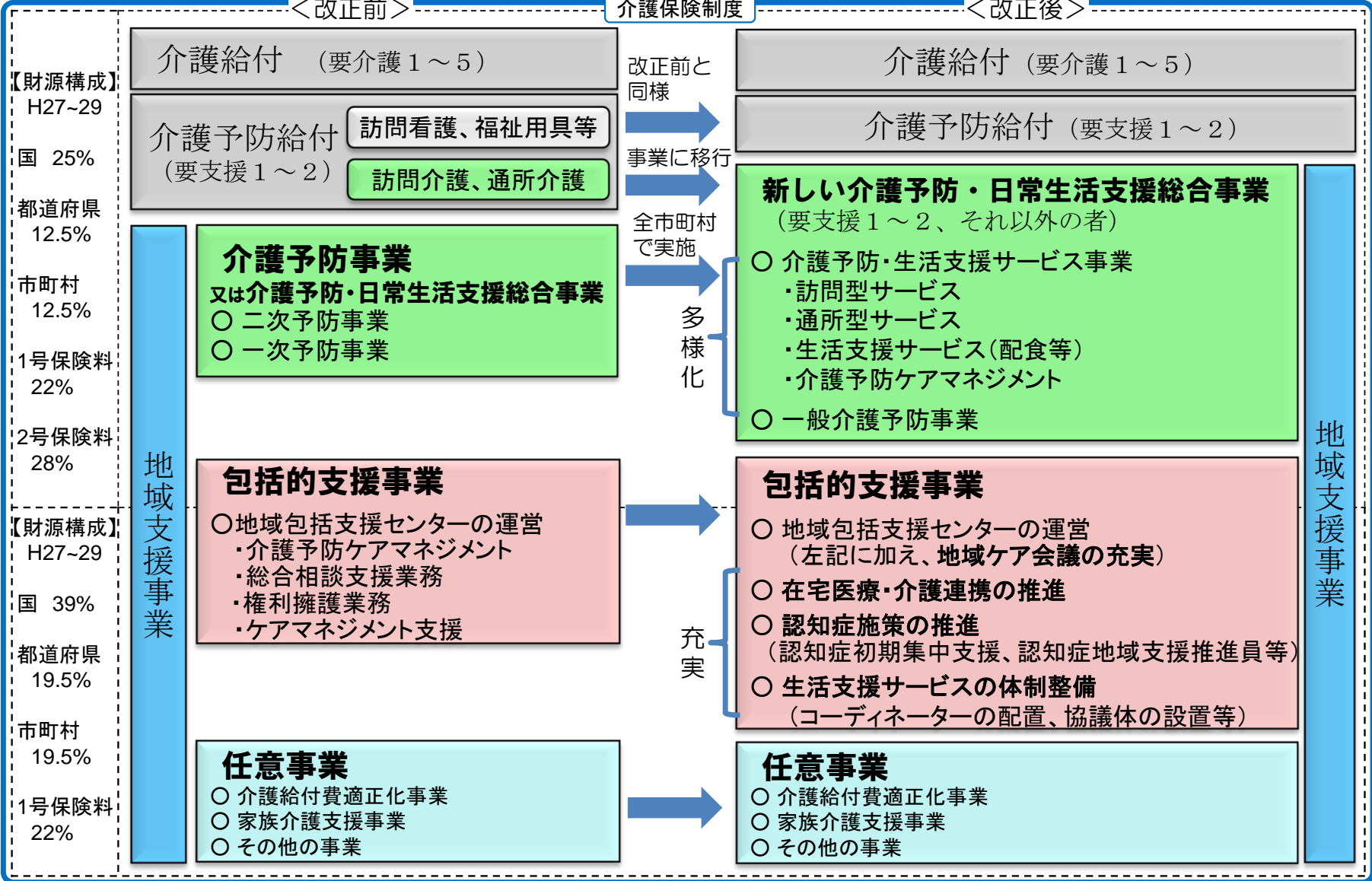


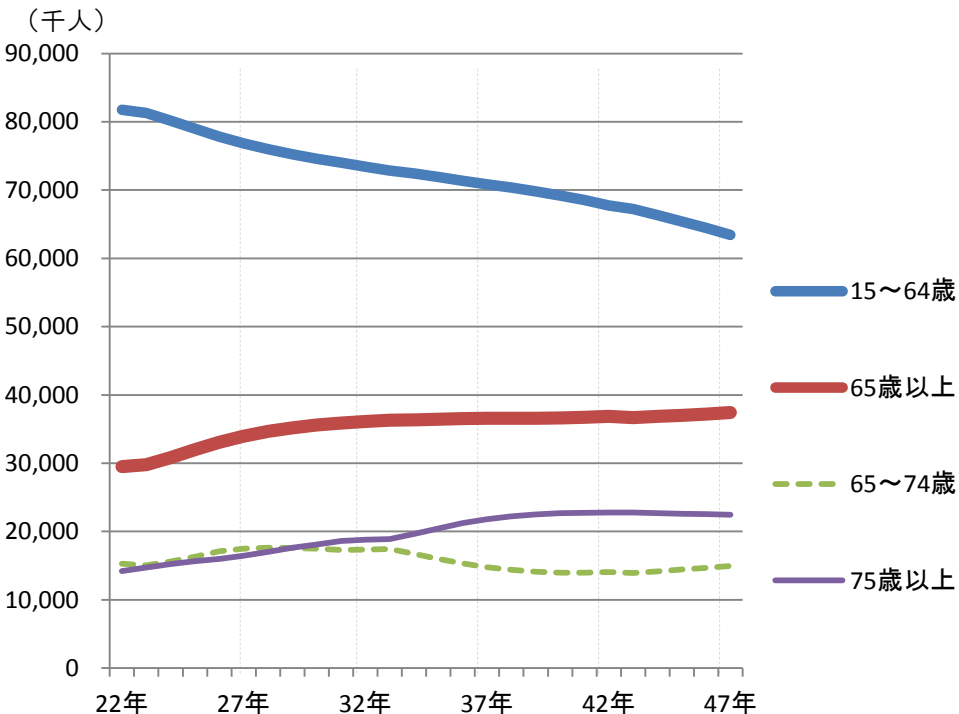
## 1. 新しい総合事業の概要



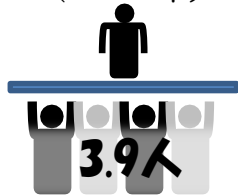
## 2. 事業導入の背景

### ▶ 少子高齢化

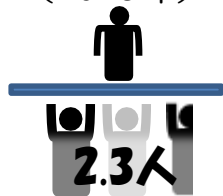
<生産年齢人口（15～64歳）の減少と高齢者の増加>



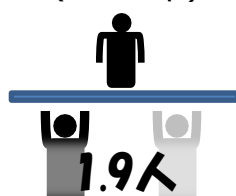
平成12年  
(2000年)



平成27年  
(2015年)



平成37年  
(2025年)



(65歳以上1人に対する、15～64歳の人口)

資料:総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口(平成24年1月推計)」

### ▶ 堺市の高齢者人口と介護保険の推移

#### 高齢化率と75歳以上割合

高齢化率(75歳以上割合)

平成27年: 26.3% (44%)

平成32年: 27.7% (52%)

平成37年: 27.5% (62%)

平成27～37年にかけて

75歳以上人口は...

**1.5倍 45,000人増**

要介護等認定者が...

**1.4倍 18,000人増**

#### 介護保険にかかる負担

【堺市介護保険給付費】

平成27年度(推計)

約650億円

平成37年度(推計)

約1,000億円

【堺市介護保険料(基準額)】

平成27年度

約6,128円

平成37年度(推計)

約9,500円

### ▶ 生活支援ニーズの増加

### ▶ 介護人材の不足

高齢者は増加していくが...

高齢者の8割は、元気高齢者

(前期高齢者の9割は、元気高齢者)

※平成25年度堺市高齢者実態調査

## 3. 事業導入の目的・方針①

### 【1】多様なサービスの整備

高齢者の様々な状態・ニーズに応じたサービスを提供できるよう、現行の介護予防訪問介護と同じ基準のサービスを実施したうえで、基準を緩和した多様なサービスを整備します。

従来のサービス



多様な主体のサービス

### 【2】生活支援の担い手の転換

要支援者等への訪問型サービスは、介護人材のすそ野を広げ、ヘルパーから新たな担い手への転換を目指します。ヘルパーは、増加する「身体介護必要者」の対応をします。また、高齢者が新たな担い手になることにより、高齢者の社会参加による介護予防、地域の体制づくりを目指します。

### 【3】自立支援(介護予防)の促進

高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、ケアマネジメントの見直し、通所型サービスの機能訓練の充実等により、自立に向けた支援を行います。

### 【4】効率化

#### ▶基本チェックリスト

基本チェックリストの導入により、要介護・要支援認定申請を経ず、迅速なサービス利用が可能となります。※「認定申請」か「基本チェックリスト」かは、本人や家族等の希望により選択できます。

#### ▶要介護認定に係る有効期間の延長

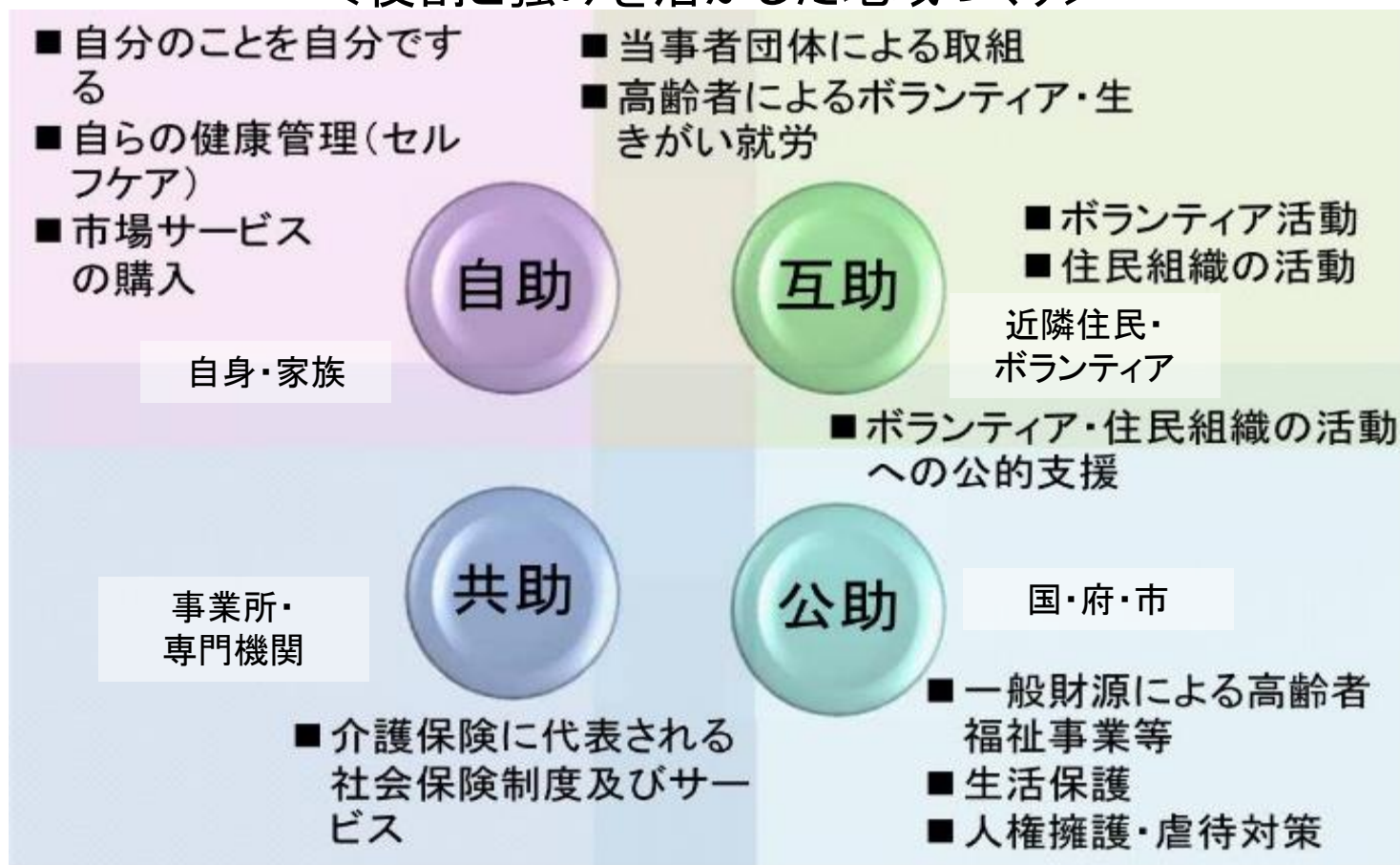
新しい総合事業の導入により、有効期間を最長12か月から24か月とすることができます。

### 3. 事業導入の目的・方針②

#### 【地域包括ケアシステムの構築に向けて】

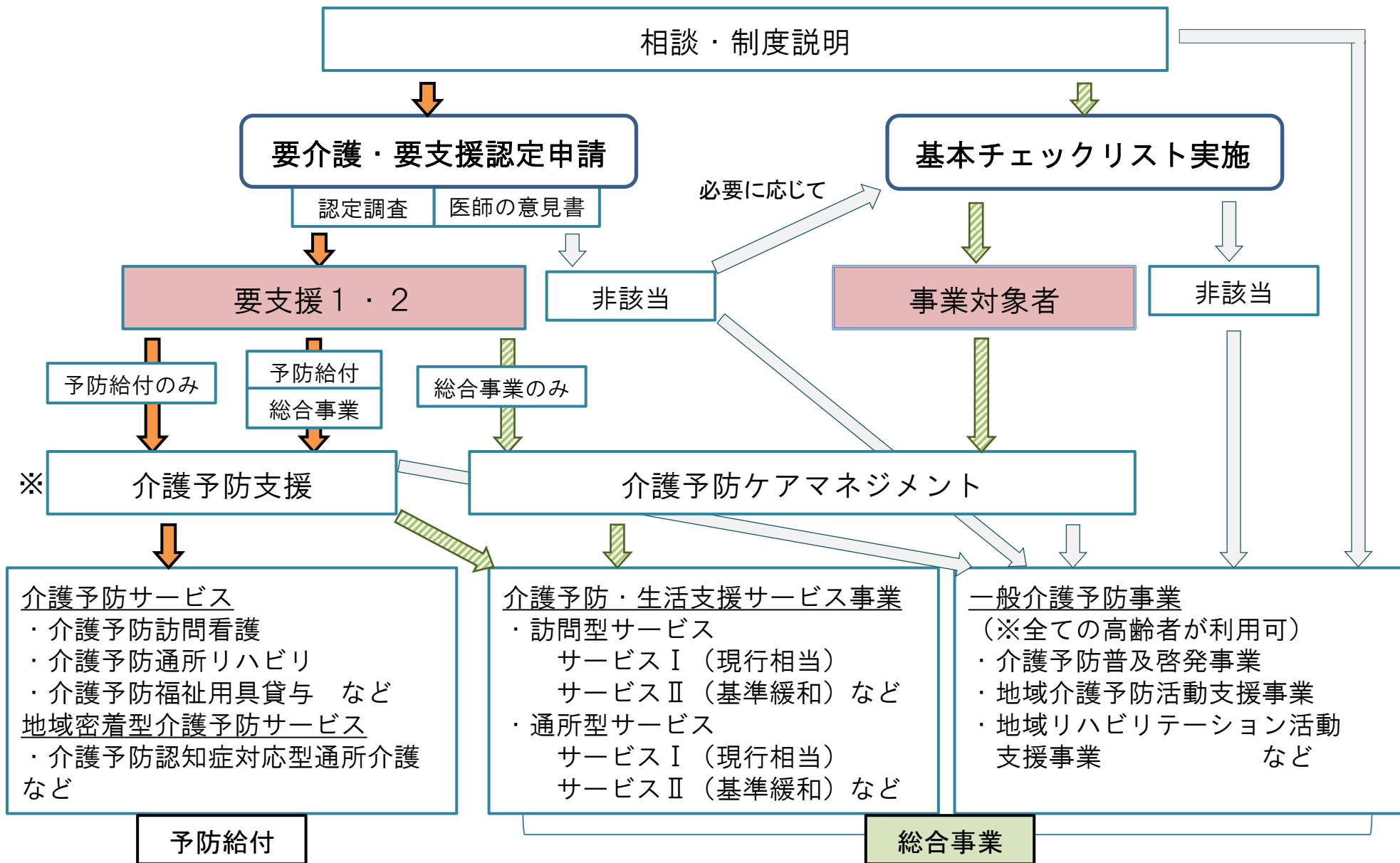
高齢者の住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を実現

#### <役割と強みを活かした地域づくり>



厚生労働省資料より抜粋

# 4. 利用の流れと対象者



※予防給付を利用する場合は、現行の介護予防支援を行います、総合事業の介護予防ケアマネジメントと内容は同じです。

# 5. 訪問型サービス

※各サービスの併用不可

		訪問型サービスⅠ (現行相当)	訪問型サービスⅡ (基準緩和)	訪問型サービスⅢ (シルバー人材センター型)	訪問型サービスⅣ (ボランティア主体)
サービス内容		身体介護・生活援助	生活援助	シルバー人材センター等による生活援助	ボランティア等による生活援助
対象者		要支援者、事業対象者			要支援者、事業対象者
人員等	管理者	常勤・専従1以上	専従1以上	1以上	1以上(介護・福祉・医療の有資格者、一定の研修受講者)
	従事者	常勤換算2.5以上 資格要件: ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者	必要数(定期訪問が可能な体制) 資格要件: ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・一定の研修受講者	必要数(定期訪問が可能な体制) 資格要件: ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・一定の研修受講者	必要数(定期訪問が可能な体制) 資格要件: ・団体内で研修を実施すること
	サービス提供責任者	資格要件: ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・3年以上介護等に従事した初任者研修等修了者	資格要件: ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・一定の研修受講者	資格要件: ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・一定の研修受講者	—
運 営		・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、事故発生時の対応など	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、事故発生時の対応など	・会員の健康状態の管理 ・秘密保持、事故発生時の対応など	・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、事故発生時の対応など
サービス提供者		予防訪問介護の指定事業者	本サービスの指定事業者	堺市シルバー人材センター等	本サービスに認定された団体
報 酬		予防訪問介護と同じ	現行相当の75%	1回〇〇円	1月定額の助成
利用者負担		介護給付と同じ(所得に応じ、1割または2割)		1回〇〇円	提供者が定めた額
限度額管理		あり			—
請求・支払		国保連経由で審査・支払		市で審査・支払	市で審査・支払

# 6. 通所型サービス

※各サービスの併用不可

		通所型サービスⅠ (現行相当)	通所型サービスⅡ (基準緩和)	通所型サービスⅢ (機能訓練特化型)	通所型サービスⅣ (ボランティア主体)
サービス内容		機能訓練、レクリエーション、送迎等	機能訓練、レクリエーション等	専門職による短時間・短期間の機能訓練	運動、交流、会食、居場所作り等
対象者		要支援者、事業対象者			要支援者、事業対象者
人員等	管理者	常勤・専従1以上	専従1以上(介護・福祉・医療の有資格者、一定の研修受講者)	1以上	1以上(介護・福祉・医療の有資格者、一定の研修受講者)
	従事者	資格要件:なし 従事者:利用定員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上	資格要件:なし 従事者:利用定員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に必要数	資格要件:機能訓練指導員 健康運動指導士 など 従事者:利用定員 10人に対して1人以上	資格要件:なし 従事者:必要数
	生活相談員	1以上	-	-	-
	看護職員	1以上	-	-	-
	機能訓練員	1以上	-	-	-
設備		3㎡×利用定員以上 など	3㎡×利用定員以上 など	3㎡×利用定員以上 など	サービスに必要な場所 など
運営		<ul style="list-style-type: none"> <li>個別サービス計画の作成</li> <li>運営規定等の説明、同意</li> <li>提供拒否の禁止</li> <li>従業者の健康状態の管理</li> <li>秘密保持、事故発生時の対応など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、個別サービス計画の作成</li> <li>従業者の健康状態の管理</li> <li>秘密保持、事故発生時の対応など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別サービス計画の作成</li> <li>従業者の健康状態の管理</li> <li>秘密保持、事故発生時の対応など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業者の健康状態の管理</li> <li>秘密保持、事故発生時の対応など</li> </ul>
サービス提供者		予防通所介護の指定事業者	本サービスの指定事業者	本サービスに認定された事業者	本サービスに認定された団体
報酬		予防通所介護と同じ	現行相当75%(加算を含む)	1回〇〇円	1月定額の助成
利用者負担		介護給付と同じ(所得に応じ、1割または2割)		1回〇〇円	提供者が定めた額
限度額管理		あり			—
請求・支払		国保連経由で審査・支払		市で審査・支払	市で審査・支払

# 7. その他

## 【1】生活支援サービス

堺市の総合事業の運営状況や他市の取り組みを鑑みながら検討していきます。

	配食	見守り	その他(自立支援に資する生活支援)
現在の堺市の取組	民間サービスを活用 ※市として事業は実施していない	地域のつながりハート事業(お元気ですか訪問活動) ※地域のつながり事業ハート事業は、一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業で実施予定	-
総合事業に向けた検討	右記の「見守り」で検討 (国通知により、配食の食材費・調理費は本人負担 → 見守りに係る経費を市が負担することになるため)	多様な主体の活用を検討	協議体を運営していくなかで検討

## 【2】一般介護予防事業

下記表の「現在の堺市の取組」の事業を行っていくことを基本とし、堺市の総合事業の運営状況や他市の取り組みを鑑みながら充実・改善などを検討していきます。

	介護予防把握事業	介護予防普及啓発事業	地域介護予防活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業
現在の堺市の取組	保健センターによる、うつ・閉じこもり訪問、要介護認定非該当者訪問	げんきあっぷ教室 複合型介護予防教室 介護予防健康教室	自主運動グループ支援 地域のつながりハート事業	出前型げんきあっぷ教室(運動指導士等の派遣) 保健センターによる支援
総合事業に向けた検討	現在の事業内容を基本に検討			



～2025年に向けた準備～

## 新しい地域支援事業

# これからの地域づくり

～生活支援コーディネーターの役割～

＜生活支援サービスの体制整備のイメージ＞



# トップダウンでなく地域主体で

- ◆ 地域によって特性が違う中で、トップダウン(行政主導)で地域をつくっていくことはできません。
- ◆ 地域住民や事業所等が、地域の福祉課題を一緒に検討し、ここには「何が必要なのか」を考えることが第1歩となります。
- ◆ お互いにできることから実践することが大切です。
- ◆ もちろんすべて地域で行うのは不可能です。行政等のサポートが必要な部分は多々あります。
- ◆ 住民・行政・社協・包括・事業所等みんなで支えあって推進することが求められます。

## 生活支援コーディネーターの役割

- ◆ 地域住民や関係機関との情報交換
- ◆ 地域アセスメント
- ◆ ネットワーク化
- ◆ 生活支援資源の整理・見える化
- ◆ 活動の展開

# 既存資源の有効活用①

～例:それぞれのあったらいいなを実現する「通いの場」～



活動主体者  
(仮:自治型NPO)

「通いの場をつくりたいけど、  
空き店舗等を借りようとする  
と費用が高すぎて運営できない...  
場所がなくて困っている...」

「地域貢献しようと企  
画はしているものの、  
人員等の問題で実現  
が難しい。何かと一緒に  
できないかな...」



社会福祉法人



地域住民

「地域の老人会として  
も高齢者問題に対して  
何かしたいがどうすれ  
ばいいのやら...」

「就労支援する上で、中間  
就労の場を探しているけど  
資源が少ない...どこか社会  
参加できる場面があれば良  
いんだけど...」



ケースワーカー

※生活支援コーディネーターが関わった各方面の当事者から聴いた声を基に構成しています

(仮)

## 既存資源の有効活用①

～例：それぞれのあったらいいなを実現する「通いの場」～

**活動主体者×社会福祉法人×地域住民×中間就労  
＝社会福祉法人の空きスペースで集いの場を開設**

実施者：活動主体者(仮:自治型NPO)

実施場所:社会福祉法人

担い手：活動主体者+地域住民+中間就労希望者

予算案：総合事業補助金

参加者：総合事業対象者、法人利用者、地域住民等

備考：訪問型支援も同時に実施



それぞれの強みや役割を活かし、  
Win×Winによって実現